

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年4月28日

【会社名】 富士ソフト株式会社

【英訳名】 FUJI SOFT INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 坂下 智保

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地

【電話番号】 045 - 650 - 8811 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営財務部長 小西 信介

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地

【電話番号】 045 - 650 - 8811 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営財務部長 小西 信介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき2022年3月29日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「発行価額の総額」「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が2022年4月28日に確定いたしました。また、当該臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

□ 新株予約権の内容

### (3) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

949,410,000円

### (5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

(後略)

(訂正後)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、6,930円とする。

(後略)

### (6) 新株予約権の行使期間

(訂正前)

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2021年4月1日から2027年3月29日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(訂正後)

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年4月1日から2027年3月29日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

以上